

新潟県条例第6号

新潟県脱炭素社会の実現に関する条例

緑豊かな山並みに囲まれ、長い海岸線を有し、日本海に向かって肥沃で広大な平野が開ける私たちのふるさと新潟は、四季の変化に富み、雪に育まれた水と緑にあふれた環境に包まれており、この豊かな環境は、多様な生命を育み、生活に安らぎと潤いをもたらし、本県の発展の基盤となっている。

一方で、地球温暖化を原因の1つとした顕著な高温、水害、雪害など、気候変動が本県にもたらす影響が顕在化しており、県民生活等にも影響を及ぼしている。

こうした状況の下、本県では2020年9月、2050年までに脱炭素社会の実現を目指すこと、また温室効果ガス排出量の削減等の緩和策と気候変動への適応策を両輪として取り組んでいくことを表明した。

本県における2050年までの脱炭素社会の実現のためには、豊富な地域資源、多雪で寒冷な気候等の本県の特徴及び課題を踏まえつつ、環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立を図りながら、温室効果ガスの排出削減を図る取組を着実に進める必要があり、再生可能エネルギーの創出と積極的な活用、日常生活及び事業活動におけるエネルギー並びに資源の効率的な利用の推進等による温室効果ガス排出量の削減並びに広大な森林及び本県特有の地域資源を活用した二酸化炭素の吸収及び貯留に、県民、事業者、行政等が一丸となって取り組むことが重要である。

ここに私たちは、地域の脱炭素化と経済の活性化を図り、将来の世代に豊かな自然及び安全で快適な生活環境を継承していくため、あらゆる主体が自らの責任と役割を認識し、脱炭素社会の実現に関する取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、脱炭素社会の実現に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、推進計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、地域の脱炭素化（地域の自然的社会的条件に応じて、当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。）及び経済の活性化を図り、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 脱炭素社会 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2に規定する脱炭素社会をいう。
- (2) 温室効果ガスの排出 地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第4項に規定する温室効果ガスの排出をいう。
- (3) 温室効果ガスの排出の量の削減等 地域の資源を活用した再生可能エネルギーの利用の推進、エネルギーの効率的な利用の推進による温室効果ガスの排出の量の削減、二酸化炭素の地下の地層における安定的な貯蔵並びに森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化をいう。
- (4) エネルギー エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第2条第1項に規定するエネルギーをいう。
- (5) 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギーを変換して得られる電気又は当該エネルギーを熱源とする熱をいう。
 - ア 太陽光
 - イ 風力
 - ウ 水力
 - エ 地熱
 - オ 太陽熱
 - カ 大気中の熱その他の自然界に存する熱（エ及びオに掲げるものを除く。）
 - キ バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギーとして利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品（クにおいて「化石燃料」という。）を除く。）をいう。）
 - ク アからキまでに掲げるもののほか、化石燃料以外のエネルギーのうち永続的に利用することができるもの

(基本理念)

第3条 脱炭素社会の実現に向けた取組は、次の世代に豊かな自然及び安全で快適な生活環境を引き継ぐため、環境の保全と経済及び社会の持続的発展との両立が図られ、2050年までに脱炭素社会を実現することを旨とし

て、県、県民、事業者、市町村等の連携の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、脱炭素社会の実現に関する施策を策定し、及びこれを総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、市町村が実施する脱炭素社会の実現に関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を積極的に講ずるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する脱炭素社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を積極的に講ずるよう努めるとともに、県及び市町村が実施する脱炭素社会の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進計画の策定)

第7条 県は、脱炭素社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減等に関する目標

(2) 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、脱炭素社会の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴かなければならない。

4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(再生可能エネルギーの利用等)

第8条 県民及び事業者は、地域の自然的社会的条件に適した再生可能エネルギーを発電し、又は発生させるための設備（次項において「再生可能エネルギー発電設備等」という。）を設置し、又はその居住し、若しくは所在する地域において発電された再生可能エネルギーを積極的に利用するよう努めるものとする。

2 県民及び事業者は、再生可能エネルギー発電設備等の設置に当たっては、周辺の環境の保全に配慮するものとする。

(エネルギーの使用の量の把握等)

第9条 県民は、その日常生活におけるエネルギーの使用の量を把握し、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくするよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を把握し、温室効果ガスの排出の量を削減するよう努めるものとする。

(エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用)

第10条 県民及び事業者は、その日常生活又は事業活動において、エネルギーを消費する機械器具（自動車を除く。以下この条において「エネルギー消費機器」という。）を使用しようとするときは、エネルギー消費性能（エネルギー消費機器の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能をいう。）及びエネルギー消費関係性能（エネルギー消費機器の部品として又は専らエネルギー消費機器とともに使用される機械器具であって、当該エネルギー消費機器の使用に際し消費されるエネルギーの量に影響を及ぼすもの（以下この条において「関係機器」という。）に係るエネルギー消費機器のエネルギー消費性能に関する当該関係機器の性能をいう。）が優れているものを選択するよう努めるものとする。

(廃棄物の発生の抑制等)

第11条 県民は、その日常生活に伴う廃プラスチック類その他の廃棄物の発生を抑制し、及び市町村が行う分別収集に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動に伴う廃プラスチック類その他の廃棄物の発生を抑制するよう努めるとともに、当該廃棄物の処理に際しては、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(次世代自動車の購入等)

第12条 県民及び事業者は、その日常生活の用又は事業の用に供する自動車を購入し、若しくは使用しようとするときは、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車その他の自動車であ

って、その使用に伴い排出される二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素がないか、又はその量が相当程度少ないものをいう。次項において同じ。)を選択するよう努めるものとする。

- 2 不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設置する事業者は、当該駐車場に次世代自動車の充電に要する設備を設けて、当該駐車場の利用者に有償又は無償で使用させるよう努めるものとする。

(住宅のエネルギー消費性能の一層の向上)

第13条 県民は、住宅を新築し、増築し、又は改築しようとするときは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第3章に定める措置のほか、知事が別に定めるところにより、当該住宅のエネルギー消費性能(同法第2条第1項第2号のエネルギー消費性能をいう。)の一層の向上を図るよう努めるものとする。

(温室効果ガスの排出の量が少ない物品の購入等)

第14条 県民及び事業者は、その日常生活又は事業活動に関し、物品(エネルギーを消費する機械器具を除く。)を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、その製造若しくは使用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない物品又は温室効果ガスの排出の量がより少ない方法により提供される役務を選択するよう努めるものとする。

(カーボン・オフセットを通じた投資等)

第15条 事業者は、カーボン・オフセットを通じて投資等を行う場合には、県内で実施される温室効果ガスの排出の量の削減等を実現する活動に対して投資等を行うよう努めるものとする。

(県民への支援)

第16条 県は、県民が第8条から第14条までの取組の重要性及び効果に関する理解を深め、その取組を実践するため、これらの取組に関する普及啓発、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(事業者への支援等)

第17条 県は、事業者が第8条から第12条まで、第14条及び第15条の取組を行うために必要な情報の提供、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、脱炭素社会の実現に資する産業の振興及び技術の開発を促進するため、当該産業への事業者の参入の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育の推進)

第18条 県は、県民が脱炭素社会の実現に関する意識を高め、主体的に脱炭素社会の実現に向けた取組を実施できるよう、市町村と連携し、学校、地域社会その他の様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進するものとする。

(森林による二酸化炭素の吸収作用の保全等)

第19条 県は、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化を図るため、森林の整備及び保全並びに県産木材の利用の促進に努めるものとする。

- 2 県は、森林による二酸化炭素の吸収作用に関する県民及び事業者の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県民及び事業者は、森林による二酸化炭素の吸収作用に関する理解を深めるとともに、森林の所有者等が行う森林の整備及び保全その他の森林の有する二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化に係る取組に協力するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との連携)

第20条 県は、国及び他の地方公共団体と連携して、脱炭素社会の実現に関する施策を実施するものとする。

(財政上の措置)

第21条 県は、脱炭素社会の実現に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。